

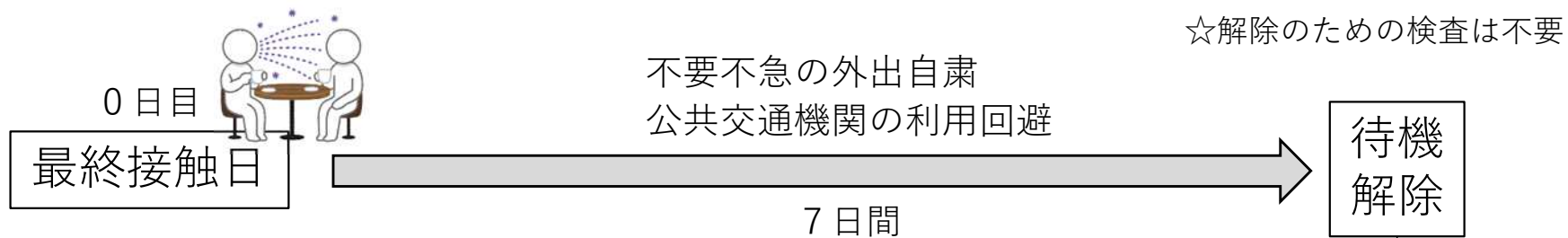
濃厚接触者の待機期間

2022年3月25日改正

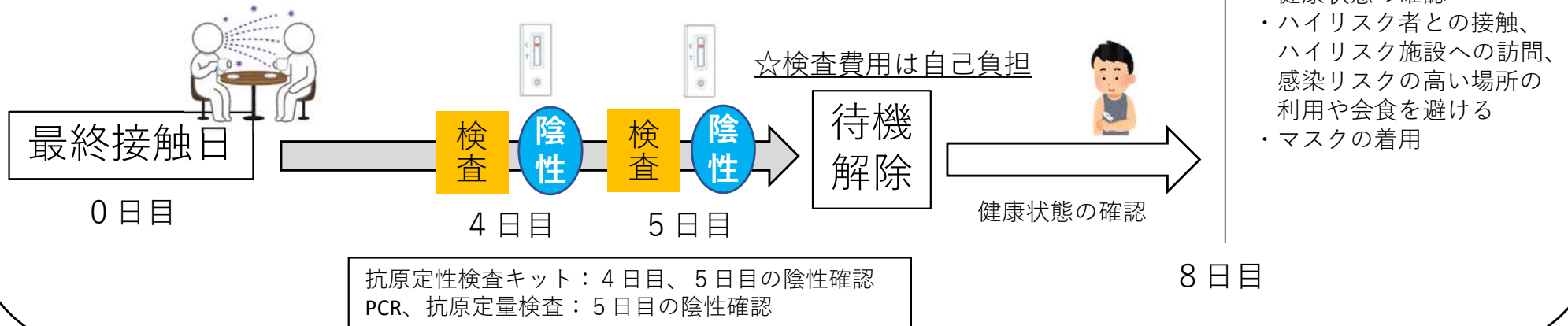
濃厚接触者の方の待機期間は、感染者と接触した最終日の翌日から7日間となります。
ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、検査で陰性が確認された場合は、待機期間を短縮することができます。

なお、感染者と接触した最終日から7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

【濃厚接触者の待機期間】



○待機期間の短縮



・同居家族等の待機期間

濃厚接触者である同居家族等の待機期間は、以下の内いずれか遅い日を0日目とし、7日間（8日目解除）となります。

- ・陽性者の発症日（検査陽性者が無症状の場合は検体採取日）
- ・住居内で感染対策※を講じた日

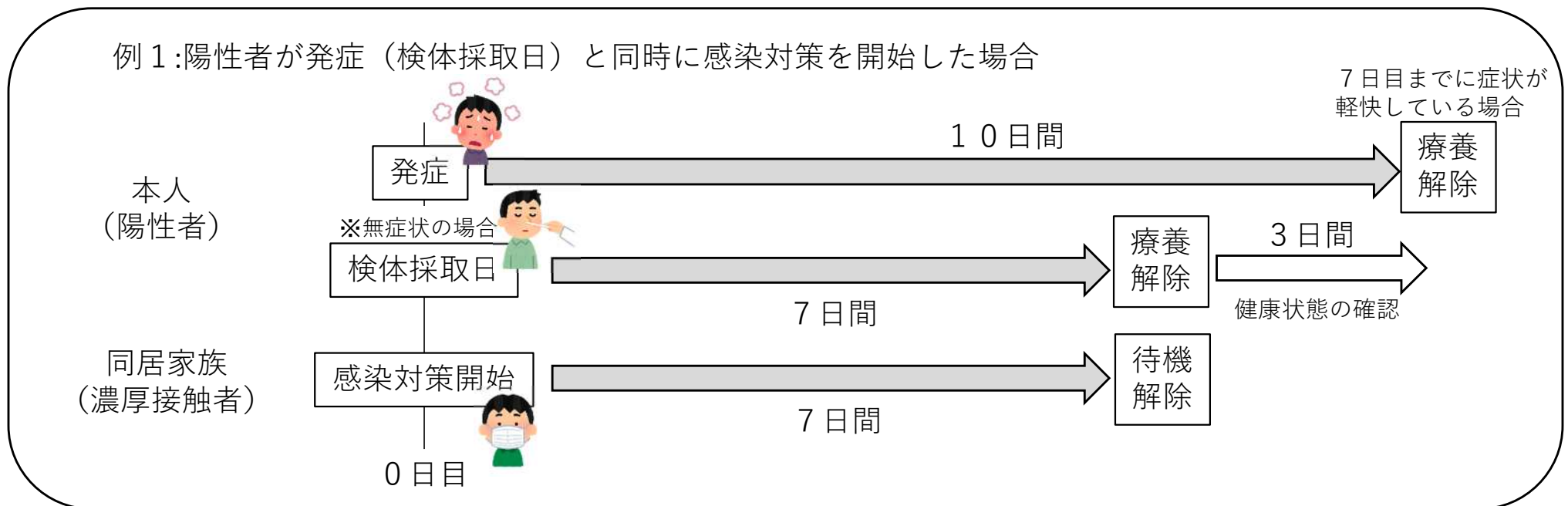
※感染対策とは

日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施等の対策

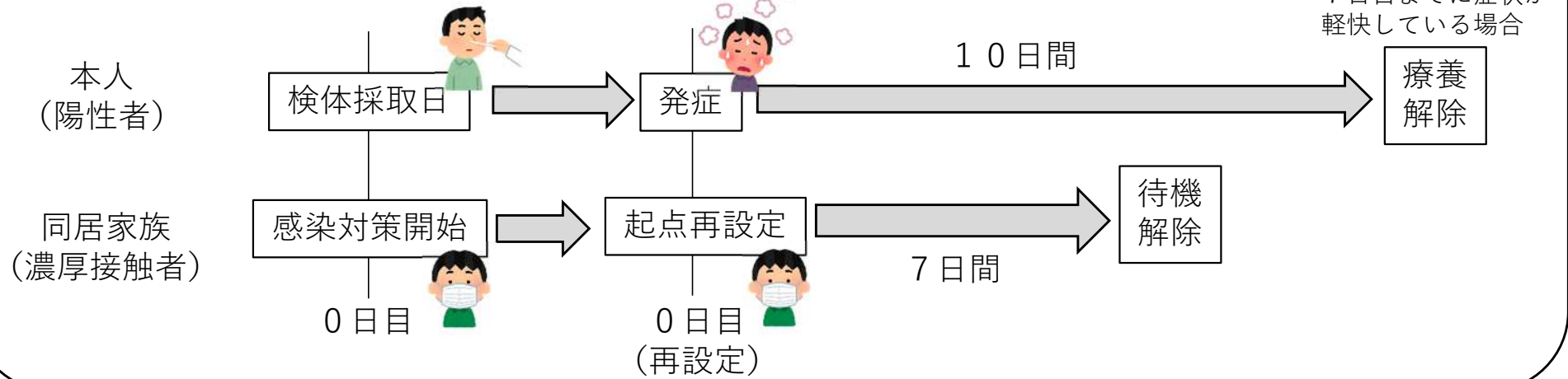
待機期間中に同居家族等が発症した場合はその発症日を0日目として起算し直します。

無症状であった検査陽性者が発症した場合は、その発症日を0日目として起算し直します。

濃厚接触者である同居家族等については、待機解除後も陽性者の療養期間が終わるまでは健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用する等の感染対策を実施してください。



例2:陽性者が無症状であったが療養中に発症した場合



例3:陽性者が発症後、待機期間中に同居家族が発症した場合

